

2 労働者の安全管理 (労働安全及び労働者の人権保護) のために

- (1) ルール策定に係る取組
- (2) 労働環境の整備に係る取組
- (3) 労働者間の合意形成の取組
- (4) 農作業等におけるリスク管理
- (5) 適正な機械等の使用

ルール策定に係る取組

20	<p>農場の基本情報に基づき、労働安全に関する危害要因を特定してリスク評価を実施し、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除する対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づく対策、検証、見直しを実施。</p>	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

安全な農作業の実施は、農業生産と農業経営の安定のために、基本的かつ重要な事項です。農作業事故の発生は、経営にダメージがあるほか、**死亡事故の場合は、廃業につながる場合があります。**

農作業事故の防止には、日頃から危険を伴う作業や作業手順とその危害要因や危害の程度についてチェックし、把握とそれを踏まえた改善策（危険個所の明示など）を講じることが重要です。農場に被雇用者がいる場合、農場経営者には「労働安全衛生法」により労働者に対して労働災害を防止する義務があります。「労働安全衛生法」は被雇用者のいない家族経営は適用外ですが、被雇用者のいる農場同様に経営者及び家族の安全を守る活動の実施が、農場の継続のために必要です。

特にリスクを下げるためには、「①事故の発生確率を下げる。②発生時に被害の範囲や影響度を極力小さくする。③被害を補償、補填、修繕する。」が重要です。

農作業事故の減少に向け、農作業安全のリスク管理の実施が求められます。

実践項目

<p>1 ほ場地図など農場の基本情報を確認しながら、作業手順、作業環境や危険箇所、機械・器具・危険物を抽出し、過去の事故事例等も踏まえて危害要因が与えるリスク評価を実施する。</p>	共通
<p>機械を使用した作業時、ほ場の傾斜等の状況によっては危険な作業となることがあるため、事故の危険性がある農作業（挟まれ等）や場所をあらかじめリストアップし、作業員全員に注意点を周知するほか、発生頻度や重大性からリスク評価をしましょう。</p> <p>例) 発生頻度 多×死亡につながる事故＝リスク大 発生頻度 少×軽微な事故 ＝リスク小</p>	
<p>2 リスク評価に基づき、リスクが高いと評価された労働安全に関する危害要因を除去又は低減するための①対策（農場のルール）の設定、②実施、③検証する。</p>	共通
<p>農作業事故の減少のために、リスク評価した内容を踏まえて以下のような取組の実施を①ルール化、②実施し、③取組効果を検証し、適切にリスクを低減できない場合は適宜ルールを見直します。</p> <p>(1) 作業環境のリスクを低減するための整備</p> <p>①ほ場の出入口は、機械の搬入出時に危険がないよう傾斜を緩くし、幅も十分持たせて軟弱な部分は補強しましょう。</p> <p>②農業機械等からの落下、転倒事故を防ぐため、耕作道の曲がり角は隅切りにし、路肩や側溝は分かりやすくするために草刈りを行いましょう。</p> <p>③挟まれ事故の起きる可能性のあるほ場や場所をチェックし、そこでは機械と樹や柱等との間隔を十分にとって作業するとともに、可能であれば改善しましょう。</p> <p>④危険箇所には表示板等を設置し、安全に作業ができるよう改善を行いましょう。</p> <p>⑤長時間同じ姿勢を続ける作業や重い荷物の運搬作業では、作業の工夫や作業工程の変更で作業の軽労化を行うほか、定期的に休息時間を確保しましょう。</p> <p>(2) 事故のリスクを低減するための体制の整備</p>	

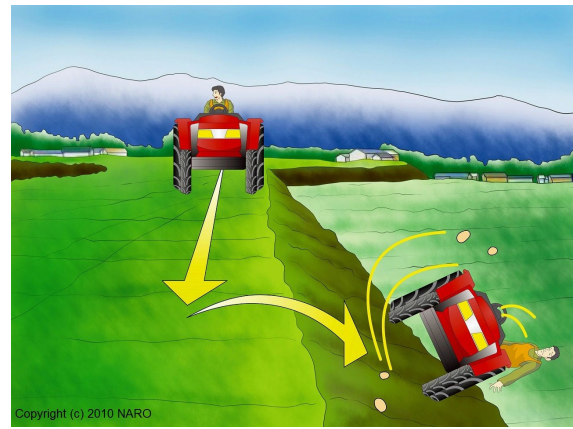
- ①作業中に事故が発生する可能性が高いと感じた「ヒヤリ・ハット」事例や作業の危険箇所などについて確認し、再発防止のため発生原因を分析して他の従事者と共有し、作業方法の見直しや作業現場の改善（危険箇所の表示など）を実施しましょう。
 - ②公共の道路等で改善不能の場合は、危険箇所等に関する情報を従事者だけではなく広く関係者と共有しましょう。
 - ③大勢で機械による作業を行う際は、作業者間の意志疎通を十分に行いましょう。作業時の騒音は、作業者間の連絡や警報の認知を妨げ、事故の原因となります。全員が作業の危険性を認知できるよう、作業前に合図を定めたり、作業者間の距離を十分保つ等して、事故の防止に努めましょう。
 - ④危険性の高い作業の際は、作業の補助や危険な状況を周知するための補助者を配置し一人で作業を行わないようにしましょう。やむを得ず一人で作業する場合は、作業内容や場所を家族等に伝え、携帯電話の携帯等、事故発生時の早期発見のための対策をとりましょう。
- ※事故発生時は、パニックとなるおそれがあるため、事前に連絡体制を整えておくことが重要です。
- ⑤迅速で適切な応急処置は怪我等の回復に重要なため、止血等の方法を身に付ける救命講習会等の受講で応急処置を身に付けましょう。

3 作業受委託の際は、注意事項の伝達を十分行い、事故防止に努める。 共通

農作業の受委託の場合、受託側は、ほ場の危険箇所を知らない場合があるため、思わぬ事故につながることを想定されます。ほ場の危険箇所や危険を伴う作業については、委託する際は受託者に十分伝え、受託する際は聞き取るなどして把握しましょう。



【×】機械への挟まれ事故



【×】トラクターの転落

図出典：農研機構

- 農林水産省「農作業安全対策」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/
- 農林水産省「農作業安全の啓発資料」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/siryo.html

関連法令等

- 農作業安全のための指針について
(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について
(令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知)
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年4月30日労働省告示第53号）
- 農林水産省 農業技術の基本指針（令和4年改定）

21	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて管理を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供すれば、生産性の向上が期待できます。そうした環境を整えるために、まず人の多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによって差別や偏見がない職場環境をつくります。

「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等の法令に則り、適切な手段で労働力を調達し、雇用条件を提示して納得してもらった上で、気持ちよく働いてもらえるようにしましょう。

基本的人権が守られていない農場では、作業者の不平不満が高まり、食品安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。

実践項目

1	労働条件を提示し、遵守する。	共通
<p>(1) 雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士等に相談し、雇用条件を整えましょう。</p> <p>(2) 繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合には、労働者との間でしっかりと話し合っ合意しましょう。</p>		

2	人権に関する教育を実施する。	共通
<p>(1) 多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによる差別や偏見をなくすため、人権に関する教育を実施しましょう。</p> <p>(2) 長野県人権啓発センターが貸し出している教材や開催している研修会を活用しましょう。</p>		

労働基準及び労働環境に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 厚生労働省「労働基準に関する法制度」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000042451.html>
- 厚生労働省「労働基準に関する法制度」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoseisaku/chushoukigyou/joken_kankyou_rule.html
- 長野県「長野県人権啓発センター」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinkendanjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/kehatsucenter/index.html>

関連法令等

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 103 号）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）

ルール策定に係る取組

22	清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

万が一事故が起こった際のことを想定し、少しでも被害を小さくするための準備を整えます。前もって想定される事故への対応手順や連絡網を定め、農場内に周知し、慌てずに対処できるようにしましょう。

応急手当のための救急箱や、傷口や目、口を洗い流すための衛生的な水を、いざという時にすぐ使える場所に用意し、作業員に周知しておきます。救急箱の置き場としては、作業場や農作業に行くための車両の中が適切です。

なお、万が一労働災害が発生し労働者が死亡または休養した場合には、労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出しなければなりません。

実践項目

1	傷口や目、口を洗い流すための衛生的な水を用意する。	共通
2	応急手当のための救急箱を用意する。	共通
(1) 汚れを落とし、傷口を洗うために十分な量の衛生的な水や救急箱を作業場や農作業に行くための車両の中等に用意しましょう。 (2) 農場で起こる事故を想定し、相応しい道具（消毒液、絆創膏、止血用の清潔なタオル、ポイズンリムーバー、冷温シップ等を含む。）を整えましょう。 (3) 救急箱や衛生的な水がある場所を作業員に周知しておきましょう。		

3	作業員に事故・病気等が起きた場合を想定し、緊急対応についてマニュアル・連絡手順や緊急時の連絡先一覧を作成・確認する。	共通
4	緊急対応ができるか、日頃から訓練する。	共通
(1) 事故や病気が起きた際にスムーズに対応できるよう、病院の連絡先や、組織内での緊急連絡手順を確認し、また、施設内の掲示や作業員が携帯するなどして、作業員間での共有と、迅速な救急対応ができるようにしておきましょう。 (2) 労働災害、生産物や製品事故等が発生した場合を想定した危機管理のための対応マニュアルや、緊急連絡先のリスト、連絡網などを作成することも重要です。 (3) 消防署の普通救命講習の受講等により、応急手当ができる人員を農場内に配置しましょう。農作業を同時に複数箇所で行う農場の場合には、それぞれの場所に応急手当ができる人員を配置しましょう。		

農作業安全対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「農作業安全対策」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

関連法令等

- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

23	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施。	管	労	食	環
-----------	--	---	---	---	---

外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。外国人雇用の際に必ず適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認するとともに、制度を理解し、関係機関と相談して準備を進め、ハローワークへ必要な届出を行います。

また、外国人技能実習生など住込みで働く作業者がいる場合、毎日元気に働くことができるように快適な住環境を提供します。電気、水道、ガスなどのインフラは元より、寒すぎず暑すぎず、ゆっくり静かに休むことができる環境を整えましょう。

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令の規定は、外国人も日本人と同様に適用されます。農場経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同様の労務管理が義務付けられていることに留意してください。

実践項目

1 在留資格及び受入制度を確認する。	共通
(1) 適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認し、制度に則った受入れを行うとともに受入れ及び離職時にはハローワークへの届出を行いましょ。	
(2) 外国人技能実習生や特定技能の受入制度を理解し、関係機関に相談して受入準備を進めましょ。	

2 快適に住める住居を提供する。	共通
電気、水道、ガス等のインフラの整備や安心して休める環境を整えましょ。	

外国人の受入れに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●厚生労働省「外国人の雇用」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyoununushi/page11.html

●農林水産省「農業分野における外国人の受入れについて」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner>

関連法令等

- 農業分野における技能実習生の労働条件の確保について（平成 25 年農林水産省経営局就農・女性課長通知）
- 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）
- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
- 外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）

労働者間の合意形成の取組

24	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施。	管	労	食	環
----	-------------------------	---	---	---	---

家族経営の農場では、みんなが意欲をもって取り組めるようにするため、家族間で一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。この実現のため、有効な方法の一つとして「家族経営協定の締結」があります。

地位を明確にして保全することで、家族のやる気を引き出すことができます。お互いによく話し合い、どのような目標に向かい、どのような立場で、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのか、明確にしておきましょう。

実践項目

1 家族で十分に話し合い、経営の方針や役割分担等明確にする。	共通
(1) 家族で話し合い、経営の方針や役割分担、労働報酬等の就業条件や生活条件を明確にしましょう。 (2) 更なるステップとして、話し合いの内容を書面化し、実現に向けた取組として「家族経営協定」の締結を目指しましょう。	

川村家の約束事～家族経営協定書～

[スローガン] 田茂木野ならではの特性を活かした農業へのチャレンジと、家族が協力しあってゆとりと楽しみのある農業を目指す

第1条 [我が家の営農・生活目標]

(1) 我が家の農業経営の発展のため、各自はそれぞれの能力を発揮し、お互いの責任と協力で健康でゆとりある明るい暮らしを実現することを目的とする。

(2) 担当部門と主な内容は次のとおりとし、家事についてできる限り協力しあう。

	部門	主な内容
経営主	果樹・野菜	果樹・野菜の栽培管理、経営全般総括、簿記記帳、税申告、家事協力
経営主の妻	りんご・野菜、観光農園	りんご・野菜の栽培管理、販売、雇用管理、体験受入、家計管理、高齢者の送迎、食事の支度、育児、

払うものとする。

経営主の妻 年間〇〇円
 後継者 年間〇〇円
 後継者の妻 年間〇〇円

(2) 収益が予想を上回った場合や著しく低下した場合は、家族間で協議し、その額を変更することができる。

(3) このほか、ボーナス等は半年毎に収益により家族が相談して決める。

第5条 [家計費に関すること]
 家計費は経営主が負担し、家計管理は経営主の妻が行い、その収支について家族に報告する。

第6条 [研修と福利厚生]
 (1) 各自の能力向上のため、各種研修会等へはできるだけ参加するものとする。
 (2) 家族のリフレッシュのため、年1回は家族旅行を行う。

図 家族経営協定書の例（親・後継者間）

出典：日本農業法人協会「さあはじめよう！\いキキ家族の／「家族経営協定」スタートブック」

家族経営協定に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「家族経営協定」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

関連法令等

- 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長通知）

労働者間の合意形成の取組

25	労働基準法等に定められた労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

労働者を雇用したら、労働条件を遵守していることが分かるよう記録を残しておく必要があります。「法定三帳簿」と呼ばれる、労働者名簿や賃金台帳、出勤簿を適切に整備していない場合、労働基準法違反となる場合があります。

また、使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施し、実施内容を記録します。労働組合・労働者の代表による団体交渉権を確保します。

実践項目

1 「法定三帳簿」を整備する。	共通
労働者名簿、賃金台帳、出勤簿の法定三帳簿を適切に整備し、必要に応じて労働基準監督署、社会保険労務士へ相談しましょう。	
2 従業員と雇用者の両者間で意見交換を実施し、内容を記録する。	共通
(1) 労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を行い、実施内容を記録しましょう。労働組合・労働者の代表による団体交渉権を確保します。	
(2) 経営者は、締結した協約・協定を遵守し、作業者の待遇への不満を吸い上げるように努めましょう。	

表 法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）

帳簿の名称	記載項目	保存期間・起算日	様式
労働者名簿 (第107条)	①労働者氏名、②生年月日、履歴、③性別、④住所、⑤従事する業務の種類、⑥雇用年月日、⑦退職や死亡年月日、その理由や原因	5年 労働者の死亡・退職・解雇の日	様式19号(記載内容に漏れがない場合は、様式第19号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
賃金台帳 (第108条)	①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額	5年 労働者の最後の賃金について記入した日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	様式20号(常用)、様式21号(日雇) (記録内容に漏れがない場合は、様式第20号・21号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
出勤簿等 (第108条関係)	①出勤簿やタイムカード等の記録、②使用者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、③残業命令書及びその報告書、④労働者が記録した労働時間報告書等	5年 労働者の最後の出勤日又は当該記録に係る賃金の支払日のいずれか遅い日	任意

出典：農林水産省「国際水準 GAP ガイドライン」

労働基準に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●厚生労働省「労働基準」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_ju_n/index.html

関連法令等

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- 労働契約法（平成19年法律第128号）

農作業等におけるリスク管理

26	事故や疾病罹患後の従業員を保護するための労災保険への加入（法令上の義務を含む）。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

労災保険は、雇用労働者の業務上や通勤によるケガや病気への補償を目的とする公的保険です。農業者も一定の要件を満たしていれば特別加入制度で加入できます。経営を維持し、家族の生活を守るため、万が一に備え、労災保険に加入しましょう。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者はその費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければなりません。

実践項目

1 労災保険に加入する。	共通
<p>(1) ケガや事故に備え、労働者災害補償保険等への加入を行いましょ。任意適用事業場でも、労災保険への加入を検討しましょ。</p> <p>(2) 労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるケガや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は、雇用労働者の加入手続きを行う必要があります。</p> <p>ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は暫定的に任意適用事業場とされています。</p> <p>なお、農業者の場合は、事業者本人や事業に従事する家族でも、労災保険へ特別加入できる場合があります。</p>	

労災保険の特別加入に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「農作業安全対策」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html

関連法令等

- 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

27	適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施。	管 労 食 環
----	--	---------

農作業事故を防止するため、飲酒や病気・負傷・疲労などにより正常な作業が困難な場合は、作業をしないか、作業の内容を制限する必要があります。特に、機械作業、高所作業又は農薬散布作業など危険を伴う作業には従事しないようにしましょう。

また、高齢者、妊産婦、年少者などが行う作業についても、事故防止のため、作業内容に配慮しましょう。

加えて、フォークリフトの操作など、不十分な技量の作業による事故のリスクが高いものは、免許や講習が義務付けられていることから、作業を有資格者に限定するほか、資格取得を推進します。

実践項目

1 危険を伴う作業には体調不良者を従事させない。作業者の体調に応じて作業内容を制限し、危険な作業は従事者を指定（特定）する。	共通
<p>農作業事故を防止するため、次の者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない、又はさせないようにしましょう。また、それ以外の作業であっても、必要に応じて作業内容を制限し、特に知識や経験等を持った十分に訓練された熟練者が実施しないと危険となる作業の従事者は、有資格者等の然るべき者を指定しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①飲酒し、酒気を帯びている者 ②薬剤を服用し、作業に支障のある者 ③病気、負傷、疲労により、正常な作業ができない者 ④妊娠中及び産後1年を経過していない女性 ⑤年少者 ⑥作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合は除く） ⑦機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者 	

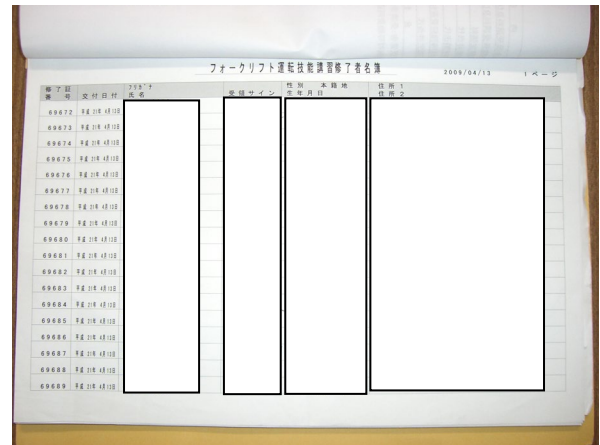
2 危険を伴う作業でも適切に実施することで安全に行えるよう、資格の取得や講習の受講を推進し、訓練・教育する。	共通
<p>実施する作業のうち、公的な資格や講習の受講、修了を必要とする以下のような作業については、作業者の資格取得状況を把握し、資格を取得する（させる）か、所持している作業者に担当させます。</p> <p>資格等が必要な作業の場合、作業時に免許や修了証を携帯することが必要なものもあります。他の資格等についても、いつでも用意できるよう保管場所を決めておきます。</p> <p><農作業で必要となる資格等> ※作業に応じて必要な資格を確認すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・ 農業機械整備技能士 <li style="width: 33%;">・ 農業機械士 <li style="width: 33%;">・ 農薬管理指導士 <li style="width: 33%;">・ 危険物取扱者 <li style="width: 33%;">・ 毒物劇物取扱責任者 <li style="width: 33%;">・ 大型特殊運転免許 <li style="width: 33%;">・ 建設機械運転 <li style="width: 33%;">・ フォークリフト運転 <li style="width: 33%;">・ けん引運転免許 	

- ・ 移動式クレーン運転士
- ・ クレーン・デリック運転士
- ・ 玉掛け
- ・ 小型移動式クレーン運転
- ・ 床上操作式クレーン運転
- ・ はい作業主任者
- ・ ボイラー技士
- ・ ボイラー取扱技能講習
- ・ 乾燥設備作業主任者
- ・ 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ・ 刈払機取扱作業安全衛生教育
- ・ 酸素欠乏危険作業（2種）特別教育
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

※免許や講習が必要と義務付けられている操作について、**無免許の作業者に操作させた場合は、経営者の法律違反が問われる**ことになります。



【○】資格取得の確認



【○】講習受講者名簿の管理

写真出典：(左) 長野県、(右) 農業ナビゲーション研究所

3 定期的に健康診断を行い、作業に支障が無いことを確認する。	共通
<p>管理者は、定期的な健康診断を作業者に受けさせ、日頃から健康管理に努めましょう。健康状態によっては、作業を休むか、作業の手順分担を見直しましょう。</p> <p>また、年齢を重ねるにつれ、動作が鈍くなることがあるため、労働安全に関する責任者は、作業者の身体能力を確認し、作業者の配置を検討しましょう。</p>	

4 余裕を持った作業計画を立てた上で、従事者を指定する。	共通
<p>一日の作業時間が8時間を超えないように努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るようにしましょう。</p> <p>また、気象条件やほ場条件などにより、作業が順調に進まないが無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性もあることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てた上で、作業従事者を指定しましょう。</p>	

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 農業作業安全のための指針について
(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について
(令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知)

28	安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理の実施。	管	労	食	環
----	------------------------------------	---	---	---	---

農作業事故から身を守るためには、作業にあった適切な服装と保護具の着用が必要です。短時間で済むから、暑いから、面倒だからといった油断が事故を招きます。正しい身支度は、安全への第一歩。結果的には能率の良い作業につながります。作業内容や作業環境に応じ、安全に配慮した服装や保護具等の着用をルール化し、全ての従事者が正しく着用又は装着するようにしましょう。また、保護具は、その機能が維持されているか、使用前後の点検、日常の保守管理も実施しましょう。

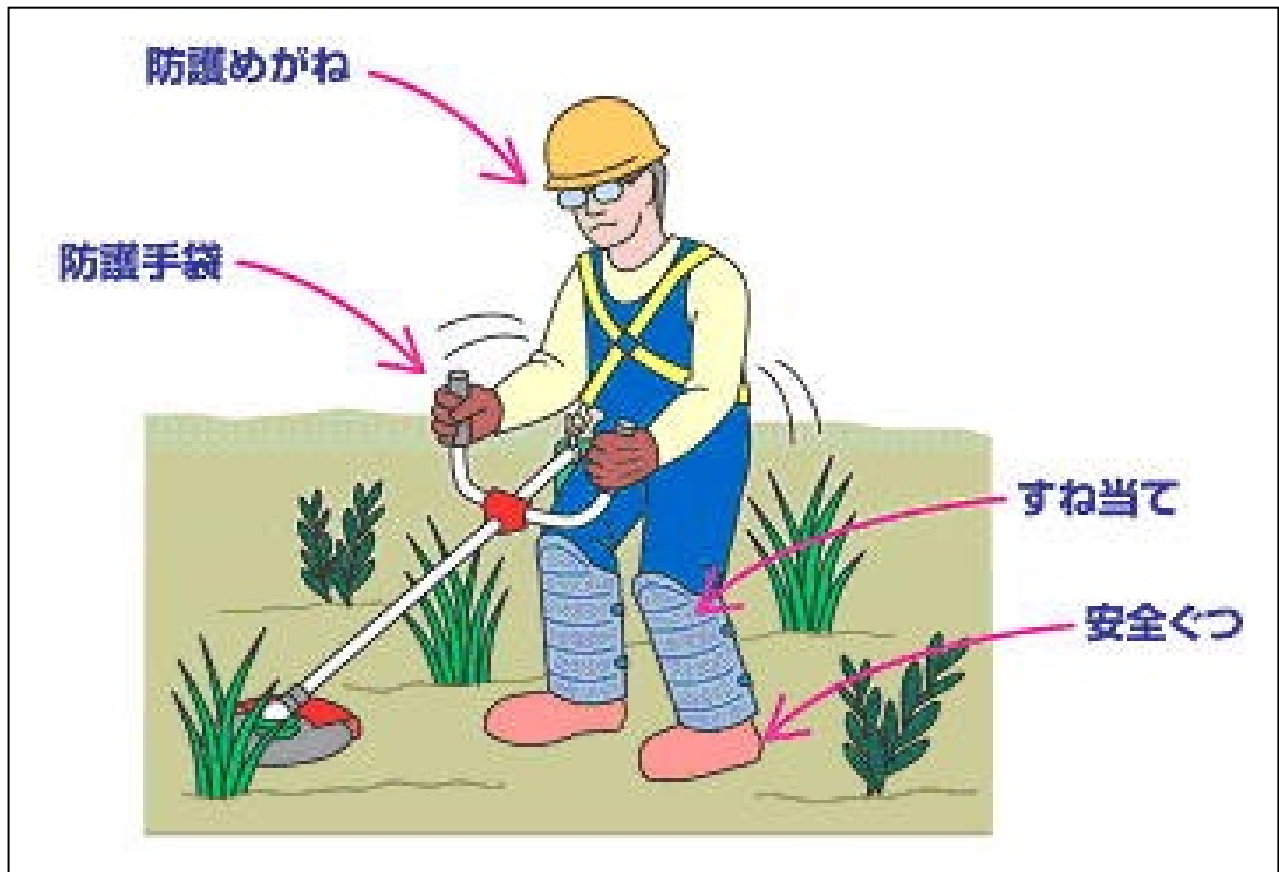
実践項目

1	農薬を散布する時はマスク、メガネ、手袋、防護服を着用する。	共通
<p>(1) 防除器具の点検整備や薬剤の調製時及び散布時には、専用の作業衣とメガネ等保護具を着用し農薬の種類に適したマスクを使用しましょう。</p> <p>(2) 散布作業後は保護具を清掃し、所定の保管場所に保管しましょう。マスクの取り替え式フィルター等は忘れずに交換し、使い捨てマスクの使用は1回とします。農薬で汚れた作業衣は、他の物とは一緒にせず単独で洗いましょう。</p>		

2	トラクター・コンバイン等機械作業時は、ヘルメットを着用し作業着の袖口やズボンの裾を絞り、機械への巻き込みを防止する。	共通
<p>回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、頭髪は短くまとめてヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に付けないようにしましょう。</p>		

3	高所作業や転倒・落下物の危険性のある場所での作業では、ヘルメットと滑りにくい靴等を着用して、身の安全を図る。	共通
<p>(1) 高所作業の場合にはヘルメットを使用し、靴は滑りにくいものにしましょう。</p> <p>(2) 転倒、転落、落下物、飛散物等の危険のある作業の際には、ヘルメットを着用し、滑りにくい靴や安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いましょう。</p>		

4	飛散物、粉塵、振動が多い中での作業では、メガネや耳栓等保護具を着用し、身体の各部位の保護を行う。	共通
<p>(1) 飛散物や粉塵が発生する作業を行う際には、保護メガネ・防塵マスクを着用するなど、作業の必要に応じて適切な保護具を使用しましょう。</p> <p>(2) 騒音が生じる作業では、耳栓又はイヤーマフを着用しましょう。</p> <p>(3) 振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用しましょう。</p>		



【○】正しい刈払いの服装

出典：農研機構 農作業安全情報センター

●農研機構「農研機構 農作業安全情報センター」

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/index.html>

関連法令等

- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

適正な機械等の使用

29	機械、装置、器具等の適正な使用。	管	労	食	環
----	-------------------------	---	---	---	---

油断や慣れが農作業事故につながります。

機械、装置、器具等を取り扱う際は、必ず取扱説明書で適正な使用方法や注意・禁止事項を確認したうえで使用し、目的外使用を行いません。

農作業における死亡事故の86%は、農業機械を使用していたときに発生しているため、適正な使用方法を従事者に周知徹底しましょう。

また、農業機械・装置、器具類の導入時には、性能・作業性・経済性だけでなく、「安全性」も考慮した選択を行いましょう。

実践項目

1	施設・機械・器具は使用の都度、清掃及び点検整備をする。	共通
<p>(1) 機械等の取扱説明書は使用前に熟読し、不具合を感じたときなど、いつでも確認できるよう保管し、安全装置の無効化などの改造は行いません。</p> <p>(2) 脚立や梯子を使用する際に、踏み段にグリース、油、泥、雪、ペンキ等滑りやすいものが付いている場合は、きれいにふき取って使用しましょう。</p> <p>また、ぐらつかない安定した場所に設置しましょう。</p> <p>(3) 作業者に機械の運転を依頼する際は、免許の取得状況について把握するように努めましょう。</p>		

2	作業機械のトラック等への積み下ろし時は、安全に留意（補助者を置くなど）する。	共通
<p>(1) 緊急時に備えて、家族や作業者全員がエンジンの停止方法や動力遮断方法、運転操作方法を確認しておきましょう。</p> <p>(2) トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意しましょう。</p>		

3	作業機械の点検・清掃時は、動力を止めて行う。	共通
<p>(1) 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行います。</p> <p>(2) 油圧式の昇降部を上げている場合は、一般的に時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておきましょう。</p> <p>(3) 機械の始動・運転時も付近に人を近づけないようにします。</p>		

●農作業安全情報センター「安全で快適な農作業を目指して」

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/index.html>

関連法令等

- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 個別農業機械別留意事項（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局長通知）

適正な機械等の使用

30	農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。	管 労 食 環
----	--	---------

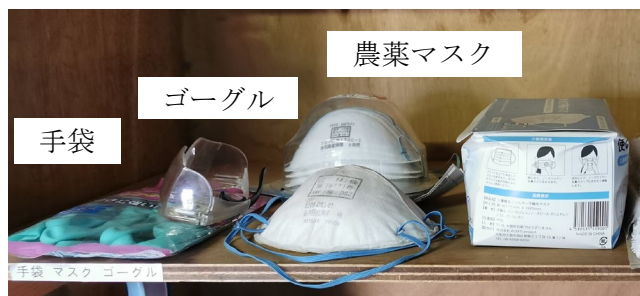
農薬によっては、農薬散布液を吸引したり、皮膚に付着したりすると健康被害が発生する恐れがあるため、注意が必要です。

実践項目

1 農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管する。	共通
<p>(1) 農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装（防除衣）やマスク、ゴーグル等の保護具を正しく着用します。防除衣・保護具は農薬の調製時（保管庫から取り出す作業を含む。）から着用します。</p> <p>(2) 農薬ラベルの表示内容に基づき、適切なマスクを選択します。</p> <p>(3) ラベルの指示がある場合は、農薬使用後の立入を禁止・制限したり、散布した農薬が乾くまでほ場への立入を禁止したりするなどの対策を取ります。</p> <p>(4) 農薬散布に使用した防除衣や保護具を洗浄する場合は、いったん着衣・装着したまま水で洗い流します。それから保護具を外し、防除衣を脱ぎ、改めて流水で洗浄します。また、交差汚染を防ぐため、一般の洗濯物と分けて洗濯します。</p> <p>(5) 保護具への農薬成分の付着や、農産物への接触による交差汚染を防ぐため、防除衣や保護具は農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用意します。</p>	



防除衣



【○】 農薬に対応した装備

写真出典：長野県


関連法令等

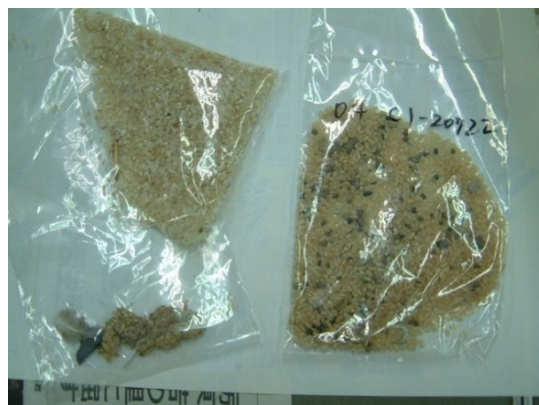
- 農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）

31	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化。	管	労	食	環
----	---	---	---	---	---

カントリーエレベーター等の大規模乾燥調製貯蔵施設では、少しの作業ミスにより、大量の農産物の汚染や品質劣化につながる事故が発生するおそれがあります。そのため、施設の管理者には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められ、オペレーターには管理者からの指示に基づく確実な操作が求められます。


実践項目

1 米穀や麦を取り扱う乾燥調製や貯蔵の施設は、清潔で衛生的な状態に保たなければなりません。	
(1) 定期的に清掃を行い、清潔な状態に保ちましょう。 (2) 役割分担、責任者等を明確にし、適切な設備の管理に努めましょう。 (3) 選別、異物除去の工程により取除かれた異物の情報を把握しましょう。これにより、設備の温度、水分の管理等に活用します。	



異物の確認による情報把握

写真出典：農業ナビゲーション研究所

2 施設、付属設備の構造や取扱い、点検方法と異常時の緊急対応、処置等、大規模乾燥調製施設を運営するために必要な知識を身に付けた人員を配置する。	
(1) 必要な技能を取得するための「共乾施設運転主任者講習会」を受講した人員を配置しましょう。 (2) カントリーエレベーターのような大規模ではない乾燥調製貯蔵施設でも、使用する燃料の量によって、「乾燥設備作業主任者」を配置しなければならない場合があるため、(一社)長野県労働基準協会連合会へ確認しましょう。	

●農林水産省「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」 https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linehp.pdf ●(一社)長野県労働基準協会連合会 https://naganoroukiren.or.jp/

関連法令等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）
- 農作業安全のための指針について（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
- 「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」の策定について（平成24年2月29日付け23消安第5970号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
- 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）

適正な機械等の使用

32	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、 取扱作業主任者の設置。	管 労 食 環
-----------	--	---------

ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令に義務付けられており、①設置時の届出、落成検査等の実施、②取扱作業主任者の設置が必要な場合があります。

ボイラーの圧力や乾燥機等の種類によっては、他の資格が必要な場合や講習の受講のみで使用可能なものもあるので、導入する装置に適した資格や講習を把握し、適切に対応します。

実践項目

1 設置時の届出、落成検査等を実施する。	🌿🍎🍄🌸
<p>(1) 小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行う必要があります。</p> <p>(2) 第一種圧力容器は、所轄労働基準監督署への設置届と落成検査が必要で、検査に合格すると検査証が交付されます。</p>	

2 取扱作業主任者を設置する。	🌿🍎🍄🌸
<p>(1) 第一種圧力容器（小型圧力容器等を除く）の取扱いを行う場合、事業者は普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者等の有資格者のうちから、作業主任者を選任しなければいけません。</p> <p>(2) 小型圧力容器の取扱いを行う場合、小型ボイラーでは小型ボイラー取扱特別教育の修了者、小規模ボイラーではボイラー取扱技能講習修了者から、作業主任者を選任しなければいけません。</p>	



【○】 図 有資格者によるボイラー及び圧力容器の管理

関連法令等

写真出典：農林水産省「国際水準GAPガイドライン」

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）